

障害者権利条約の理念をいかし、すべての子どもの最大限の発達を 保障する教育の充実と「インクルーシブ教育」の発展を

2022年11月9日 全日本教職員組合 障害児教育部

2022年9月9日、国連障害者権利委員会は、障害者権利条約締約国である日本政府への勧告を示しました。勧告は92項目にのぼり、日本の国内法および政策を障害者権利条約の趣旨と調和させることや、障害者への支援提供における地域間格差をなくすための立法や予算措置を講じることなどを求め、障害者をめぐるさまざまな課題を根源的に解消するべく改善を政府に求めています。また、国や自治体での政策等の決定過程に障害者代表の参加を勧告しています。これは、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という、長年障害者関係団体が主権者として要望してきたことが反映された勧告と言えます。日本が障害者権利条約を批准して約8年たっても、障害児・者に対する差別のない平等な社会の実現には程遠い現実があり、政府の真摯な対応を迫った勧告だと言えます。

「第24条 教育」の勧告

第24条 教育に関しては6項目の勧告が示されましたが、特に2つのことが注目されています。1つは、分離された特別な教育をやめるために、障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認めること、また質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択し、そこに特定の目標、時間枠、十分な予算を含め、すべての障害のある生徒が、あらゆる段階の教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるようにすること、を求めたことです。2つめは、4月27日に文科省から出された「通知」について、特別支援学級の子どもたちが、通常学級で多くの時間を学ぶことを妨げることが懸念されるとして、撤回が勧告されたことです。

「勧告」の趣旨をとらえるために障害者権利条約の条文に立ち返る

この勧告の趣旨を正しくとらえるために、障害者権利条約の条文に立ち返りたいと思います。「障害者権利条約 第24条 教育」においては、教育の目的を「人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること」「障害者が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的能力を、可能な最大限度まで発達させること」「障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること」と謳っています。この条約の基本理念にそって考えれば、インクルーシブ教育とは、単に、障害のある子が通常学級に在籍する教育を示すのではなく、一人ひとりの発達を最大限保障することを前提にして、誰ひとり排除されない教育をとらえることができます。

さらに障害者権利条約が繰り返し述べている「他の者との平等を基礎」とすることにおいても、障害のない子どもたちと同じ空間で一緒にいることが「平等」なのではなく、個々の発達の課題に応じた、質の高い教育を受けることが実質的な「平等」であるととらえ直すことができます。また「第5条 平等と無差別」4項に「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない」とあることから、一人ひとりに合わせた教育を保障するために、特別な学びの場が設置されることは「差別」や「分離」にはあたりません。障害者権利条約の理念にもとづくインクルーシブ教育の充実、条約批准国を中心に国際的な課題です。インクルーシブ教育を重視している国においても、障害のある子どもたちのための「特別学校」があり、その意義や役割は評価されています。

障害のある子どもたちの学ぶ権利が侵害されている実態と、その改善のための提案

通常学級の条件整備も大きな課題です。現在、「障害を理由に通常学級への入級を一方向的に拒否された」「必要な合理的配慮が提供されないために通常学級への在籍が難しく、特別支援学級や特別支援学校を選ばざるを得なかった」という声が少なくありません。1学級の子どもの人数を20人程度の少人数学級

にし、複数担任制にすることで、教員の目がゆきとどき障害のある子どもへの合理的配慮をおこなうことができます。また「過度に競争的な教育」が、障害のある子どもたちを通常学級から事実上「排除」しているという実態もあり、教育のあり方自体を考え直す必要もあります。

特別支援学級は、通常の学校の中の特別な場として大きな役割をもっています。通常学級と連携しながらそれぞれの子どもたちにふさわしい教育課程を編成することができます。しかし、4月27日の「通知」では、「特別支援学級で学ぶ時間が半分に満たない子どもは学びの場の変更を検討すべき」という内容が示されました。学ぶ場の変更の強要では一人ひとりの障害や発達に応じた教育の実現はできません。この「通知」は撤回すべきです。また、複数の学年にまたがる子どもたちで「8人1学級」という学級編制標準が、約30年間も改善されておらず、早急に見直すべきです。

特別支援学校は、「1教室をカーテンで仕切って2教室にする」「音楽室も図書室もない」など、必要数の教室が確保されないことが常態化しています。今年の4月1日から施行された「特別支援学校設置基準」を既存校にも適用し、計画的な新設が必要です。また、医療的ケアを必要とする子どもたちや強度行動障害の子どもたちなど、いわゆる「重度障害」とよばれる子どもたちが増えています。このように医療との連携が常に必要な子どもたちも含めて、一人ひとりの子どもたちの最大限の発達を保障するために教職員の定数改善を行い、教職員を増やすことが必要です。

子どもたちが成長・発達するための学びの場はそれぞれに多様であり、どの場にも十分な予算をかけて子どもたちの豊かな教育が行われるよう教育条件の改善が必要です。

「インクルーシブ教育」実現のために、すべての子どもたちの最大限の発達を保障する条件整備を

現在は、「特別支援学校の数が少なく居住地域から離れた場所にある学校に通わざるを得ない」「通学区の学校に特別支援学級がないために隣の学校に通わなくてはならない」というケースが数多くあり、これはインクルーシブ教育の理念に反します。これらを改め、「地域にねざした小規模な特別支援学校にしていく」「必要とする子どもが一人でもいれば特別支援学級を設置する」「特別支援学級や特別支援学校には障害児教育の専門性の高い教職員を配置する」という方向ですすめれば、インクルーシブ教育の理念に基づいた特別支援学校、特別支援学級での学びが可能となると考えます。また、特別支援学校や特別支援学級の子どもたちと、同じ地域にくらす障害のない子どもたちが一緒に学ぶ機会や環境、教育内容をどうしたら創造できるのか、という検討も必要です。

障害があっても、通常学級、特別支援学級、特別支援学校などの学ぶ場を子どもの最大の利益に基づいて選択することができ、どの場を選んでも「最大限の発達を保障する」ための合理的な配慮を受けられる条件整備が必要です。国は早急に、すべての子どもが大事にされるインクルーシブ教育実現のために財源を確保して、大胆な教育改革を行うべきです。

インクルーシブ教育は、障害のある子どもたちだけの教育課題ではなく、学校教育全体の課題です。すべての学びの場において、差別や排除がない学習活動への参加が平等に保障される教育が求められます。そのためには学級規模の適正化、教職員の増員と正規化、教育課程の自主編成権の確立、適切な集団の保障、就学支援のあり方の検討などが求められています。そのような教育が実現することで、障害のある子どもだけでなく、特別なニーズをもった子も含めてすべての子どもたちの発達要求に応える安心感のある学びの場になり得ます。

またインクルーシブな学校づくりは、インクルーシブな地域づくりが基盤になります。そのため、保護者、地域との共同の運動が重要です。

全教障害児教育部は、日本国憲法や子どもの権利条約、障害者権利条約の理念・精神にのっとり、障害者権利条約がある時代にふさわしい、すべての子どもたちの発達と学習権を保障する障害児教育の実現をめざし、広範なみなさんとこれからも一緒にとりくんでいきたいと思いをもちます。